

平成30年度

横浜市相談支援研修Ⅲ開催のお知らせ

相談支援に従事している皆さんへ

プラン作成で戸惑うことはありませんか？
プランを作った後に相談員としてどう支援に関わっていますか？



プランとは、ご本人が目指す生活の実現に向けて、ご本人の気づきを促し、そして意思決定を支援しながら、一緒に作成し、実践するものです。

そこで、本研修では、【ご本人と一緒にプランを作成し、そのプランに基づく支援の実践】という場面に焦点をあて、そこで求められる視点や技術について、講義と演習を交えながら学んでいきます！

日ごろの相談支援を見直し、そして高めていけるように、ぜひ本研修をご受講ください。

※本研修は【横浜市相談支援研修Ⅱ】と連動させて構成しています。両コースを連続して受講していただくことで、より学びを深めることができますので、ぜひ両コースともにお申込みください。

※本研修は、昨年度の本研修とほぼ同じ内容です。



1 日時及び会場

平成30年 7月 5日(木) 午前10時00分～午後5時30分まで ※受付開始：9時45分～

7月11日(水) 午前10時00分～午後5時30分まで ※受付開始：9時45分～

横浜ラポール (港北区鳥山町1752) ※公共交通機関にてお越しください。

2 対象者及び定員

次のいずれかの要件を満たし、**両日**出席できる方 48名

(1) 相談支援に従事して概ね3年目以上の方で、相談支援従事者初任者研修を修了した方

(2) 相談支援研修Ⅱ(旧スキルアップ研修Ⅰを含む)を修了した方

※今年度6月26日に開催するものを受講予定の方も含みます。

横浜市内の事業所の方が対象です。

3 申込み

指定の申込書に必要事項をご記入の上、申込書に記載している提出先に平成30年5月22日(火)(必着)までにFAXにてお申込みください。

受講料は、
無料です。

4 受講者の確定

- ・ 申込者数が定員を大きく上回る場合は、受講していただけないことがあります。
- ・ 受講いただけない場合のみ、6月4日(月)までに連絡させていただきます。なお、本研修と【横浜市相談支援研修Ⅱ】の両方のお申込みいただいた方を優先して選考させていただきます。
- ・ 連絡がない場合は受講いただけますので、研修会場に直接お越しください。



<担当>

健康福祉局障害福祉課地域活動支援係 吉原・和栗

TEL:045-671-3602 FAX:045-671-3566

研修のカリキュラム（予定）

《1日目：7月 5日（木）》

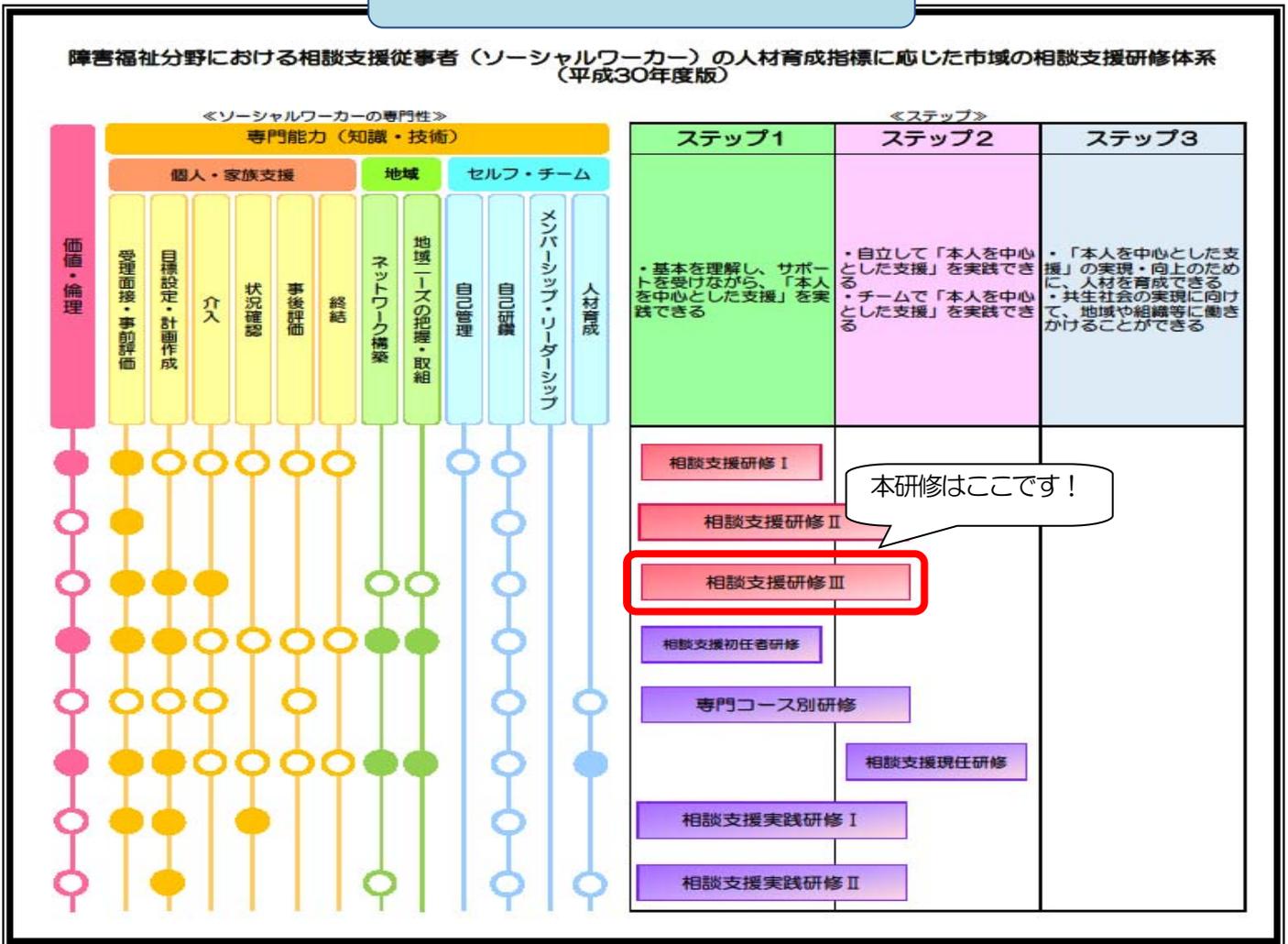
時間	内容	担当
10:00 ~10:05	開 講	健康福祉局障害福祉課
10:05 ~10:15	イントロダクション	てらん広場相談室 相談員 藤瀬博子氏
10:15 ~11:45	本人を中心としたプラン 作成の視点 ~プランニング~	神奈川県基幹相談支援センター 主任相談員 関一樹氏
11:45 ~17:10 ※昼休憩 12:30~ 13:30	面接の基礎知識（ステップ2）	てらん広場相談室 相談員 藤瀬博子氏
17:10 ~17:25	次回のアナウンス	健康福祉局障害福祉課

《2日目：7月11日（水）》

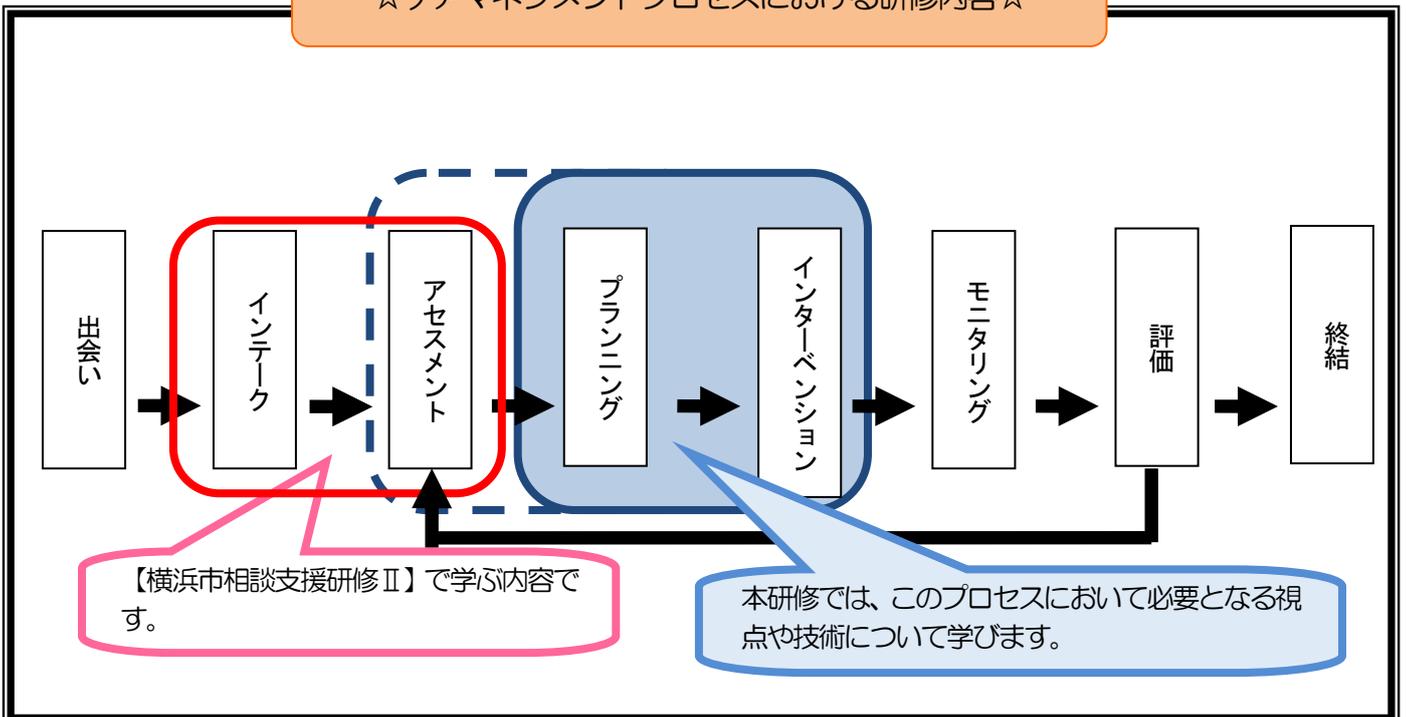
時間	内容	担当
10:00 ~10:05	1日目の振り返り	てらん広場相談室 相談員 藤瀬博子氏
10:05 ~14:35 ※昼休憩 12:00~ 13:00	意思決定を引き出す面接 （ステップ3）	地域療育センターあおば あおば担当部次長 遠藤 剛氏
14:50 ~17:00	プランに基づく本人への 支援 ~インターベンション~	横浜市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長 小田芳幸氏
17:00 ~17:05	まとめ	てらん広場相談室 相談員 藤瀬博子氏

※ カリキュラムは、現時点での予定であり、変更が生じる可能性があります。予めご了承ください。

☆本市研修体系における位置づけ☆



☆ケアマネジメントプロセスにおける研修内容☆



＊＊ 横浜市相談支援研修Ⅲについて ＊＊

Q 計画相談支援を担当していないが、この研修を受講できますか。

計画相談支援に限らず、障害のある方の相談支援に従事している方を対象としているため、計画相談支援を担当していない方もお申込みいただけます。

Q 計画相談支援を実施する相談支援専門員になるために必要な研修ですか。

相談支援専門員になるために修了が必須の研修ではありません。

Q 修了証は発行されますか。

資格を取得するための研修ではないため、修了証は発行しません。

